

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
別紙のとおり	別紙のとおり

2 指名停止期間

別紙のとおり

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

当該事業者は、公正取引委員会より北海道の区域において、農業協同組合等が発注した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の入札談合事件について、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年2月10日、同法7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けたため。

このことは「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（抜粋）

平成26年12月4日 26林政政第338号 林野庁長官通知

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分分局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認めるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）

別紙

商号又は名称	住 所	業 種 区 分	指名停止期間	備 考
井関農機株式会社 代表取締役 木村 典之	愛媛県松山市馬木町700	全省庁統一資格 物品の製造 A 物品の販売 A	平成28年2月18日 ～ 平成28年3月17日 (1ヶ月)	平成28年2月26日期間の変更
株式会社中セキ北海道 代表取締役 山田 浩	札幌市手稲区新発寒五条1-5-1	全省庁統一資格 物品の販売 B 役務の提供等 B	平成28年2月18日 ～ 平成28年3月17日 (1ヶ月)	
株式会社サタケ 代表取締役 佐竹 利子	広島県東広島市西条西本町2番30号	全省庁統一資格 物品の製造 A 物品の販売 A 役務の提供等 A	平成28年2月18日 ～ 平成28年4月17日 (2ヶ月)	平成28年2月26日期間の変更
ヤンマーグリーンシステム株式会社 代表取締役 森山 弘寿	大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー	全省庁統一資格 物品の販売 B 役務の提供等 B	平成28年2月18日 ～ 平成28年3月17日 (1ヶ月)	平成28年2月26日期間の変更
ナラサキ産業 代表取締役 中村 克久	札幌市中央区北一条西7-1	全省庁統一資格 物品の販売 A 役務の提供等 A	平成28年2月18日 ～ 平成28年4月17日 (2ヶ月)	